

米原市「滋賀・体験の日」 実施要項

1 趣旨

令和7年度には、「大阪・関西万博」および「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」が開催される。「大阪・関西万博」は、世界の様々な文化や知見、技術に触れる貴重な機会であり、また滋賀県で開催される「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」は、県民皆がより一層身近にスポーツを楽しむこと等につながることを期待される。いずれの事業も、米原市の子どもたちにとって得難い貴重な学びの場となると考えられることから、子どもたちがより参加しやすくなるよう、平日に参加する場合は「滋賀・体験の日」として、欠席扱いしないものとする。

2 適用条件

- ・平日に「大阪・関西万博」「国スポ」「障スポ」に参加する場合に、1日単位で年間最大3日まで取得可能とする。
- ・児童生徒は保護者との参加を条件とし、取得した場合は、「出席停止・忌引き等」の扱いとする。また、「滋賀・体験の日」取得中の安全管理等については、保護者の責任の下で行うこととする。
- ・取得には事前の申請を要するものとし、原則として1週間前までに行わなければならない。
- ・「滋賀・体験の日」の取得に伴う特別な学習上の補充を行う必要はない。(病気等による欠席者と同様の対応とする。)
- ・児童生徒が「滋賀・体験の日」を取得できない時期・期間を各学校で定めることができる。
- ・申請内容と異なる活動をした場合には、欠席扱いとする。

3 申請から取得、振り返りまでの流れ

- ① 計画を立てる (活動する日・活動する場所・学習内容)
- ② 学校へ申請 (原則1週間前までに申請書を提出)
- ③ 「大阪・関西万博」または「国スポ」、「障スポ」へ参加
- ④ 振り返り (児童生徒から担任への口頭での報告をもって「出席停止・忌引き等」の扱いとする)

4 その他

- ・「滋賀・体験の日」を取得した場合、指導要録の「備考」欄に、その理由を記入する場合においては、「滋賀・体験の日による出席停止・忌引き等〇日」と記載する。

【大阪・関西万博】

2025年日本国際博覧会の略称。開催期間は令和7年4月13日(日)～10月13日(月)。

滋賀県では、県内の満4歳から高校3年生までの子どもを対象に、招待(入場料を県が負担)する。

【わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ】

第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会の愛称。

国スポ大会の開催期間は、会期前開催が令和7年9月6日(土)～9月25日(木)、本会期開催が、同年9月28日(日)～10月8日(水)、障スポ大会の開催期間は同年10月25日(土)～10月27日(月)。